

第 696 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成 30 年 6 月 11 日（月）

午後 3 時 30 分開会

本日の傍聴人等をご案内いたします。本日、報道はおりません。傍聴人は 5 名となっております。

まず、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○青少年対策担当部長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

会長、議事進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第 696 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2、条例に基づく事務の施行経過につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。

次第と書かれております資料の 1 ページをご覧ください。前回の審議会以降、5 月 14 日から 6 月 10 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

不健全図書類の指定については、前回審議会のご意見を踏まえまして、2 誌を答申どおり指定図書類とすることを決定いたしました。5 月 17 日にプレス発表、店舗等への通知を行い、5 月 18 日に告示いたしました。また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴う様々な被害等について、その事例や防止策等に学ぶファミリー e ルール講座を 89 回開催いたしました。立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、6 月 6 日に、出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また、資料、2 ページから過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、4 ページには過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。不健全図書については、過去 1 年間以内に不健全指定を 6 回受けた場合に事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続いて、5ページをご覧ください。こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の5月分の状況でございます。平成30年5月までに委嘱しております協力員は445名です。5月の活動者数は36名、調査店舗数は171店舗でございます。確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類、不健全指定図書類、成人向けなどの成人マーク付の図書類の表示図書類、コンビニなどで販売されている青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の類似図書類の3種類です。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しています。

まず、不健全図書として指定した図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。表示図書類を販売している店舗のうち、2店舗において包装が、2店舗において区分陳列が適切になされておりました。類似図書類については、2店舗で区分陳列が適切にされておりました。また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は1店舗ありました。

今月は、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

次の6ページには、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が5店舗、表示図書類の取り扱い不適切が2店舗、類似図書類の取り扱い配慮なしが1店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示図書類の取り扱い不適切が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示が2店舗、フィルタリング導入がない店舗が1店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査においては、問題がある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導いたしました。

続いて、7ページをご覧ください。こちらは雑誌、ビデオ類等の自動販売機に義務付けられております届出等の施行状況でございます。

図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め届出をすることとなります。①は、5月末現在の区市町村別届出箇所・台数一覧でございます。設置箇所数は18カ所、設置台数は43台で、先月から変更はございません。

自動販売機立入調査については、3台調査を行ったところ、いずれも廃止されていること

が確認されましたので、現在、廃止届の提出を依頼中でございます。

事務の施行経過については以上でございます。

○会長 ご説明をありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○青少年課長 すみません、失礼いたしました。1点訂正をさせていただきます。6ページについてでございますけども、6ページの2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査というところでございますが、こちら映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査、表示図書類の取り扱い不適切が1店舗ございましたという説明をしたところでございますが、こちらについては2店舗になります。大変失礼をいたしました。

○会長 そうすると、表示ソフトの不適切1となっているところが2ということでしょうか。今のご説明だと、2の映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査等、ここにある表のことですね。

○青少年課長 はい、ここにある表は正確なのでございますが、私がここ1店舗という形で、この合計2になっているところを1店舗というふうに申し上げてしまったので、誤りというところで訂正をさせていただきたいというところでございます。

○会長 読み違いということですね。これ自体の訂正ではなくてですね、ご説明が。

○青少年課長 はい、読み違いでございます。

○会長 そうですか。はい、わかりました。そういうことだそうでございます。

ご質問等はいかがででしょうか。よろしゅうございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。調査・審議事項は非公開となりますので、委員・事務局職員以外の方はこの段階でご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。

皆様、お手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿ってご説明い

たします。

まず、計 2 誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。調査・審議事項と記載されております資料の 1 ページをご覧ください。諮問第 1105 号でございます。

さらに、2 ページでございます、諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧をご覧ください。こちらに記載されました図書類は、平成 30 年 5 月 1 日から 5 月 29 日までの間に、都内のコンビニ・書店等で青少年が容易に手にとり閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計 122 誌のうちから、8 ページ、9 ページに記載してございます条例施行規則第 15 条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定したものでございます。

今回諮問する図書類は 2 誌でございます。1 誌目は、図書名が『SP コミックス 淑女たちの都市伝説～蜜桃のしたたり～』、平成 30 年 5 月 24 日に株式会社リイド社より発行されております。過去 1 年間の指定実績は 2 回です。2 誌目は、図書名が『drap COMICS DX No.046 メガネ屋さんといケメンくん』、平成 30 年 5 月 16 日に株式会社コアマガジンより発行されております。過去 1 年間の指定実績は 1 回です。

2 誌とも、該当箇所につきましては、「全編大部分」でございます。

該当指定基準は、施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ、ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、6 月 6 日に自主規制団体から意見を聴取して、3 ページ、4 ページに取りまとめてございますので、ご覧ください。

まず、資料、3 ページ目の図書名 1、『SP コミックス 淑女たちの都市伝説～蜜桃のしたたり～』につきましては、「指定やむなし」の意見が 7 名で、その主な内容は、「性器や結合部は大き目の修整が施されている。しかし、短編集のため、性交シーンの分量が多い。女性がお尻を突き出したり、足を開いて性器部分を強調したりするなど、露骨な構図により卑わいな感じを与えている。擬音、体液の描写も多く、指定やむなし」などでございます。

「指定非該当」は 9 名で、その主な内容は、「擬音、体液描写が多く、性交シーンにおける卑わい感を高めている印象。しかし、局部や結合部分については修整の配慮が認められる。また、ストーリー性や設定を鑑みても指定には及ばずと判断。指定非該当」などでございます。なお、保留の方が 1 名おられました。

続きまして、2 誌目でございます。資料、4 ページ目の図書名 2、『drap COMICS DX

No.046 『メガネ屋さんとイケメンくん』につきましては、「指定やむなし」の意見が 10 名で、その主な内容は、「擬音、体液の描写が多く、卑わい感が強い。一定の修整は施されているものの、性器、局部の形状がわかる箇所が目立つ。加えて、男性器や指の挿入描写がリアルで、青少年には刺激が強いと判断。指定該当」などでございます。「指定非該当」は 6 名で、その内容は「一部で性器の描写にそのまま描かれているところが見受けられるが、リアル感はなく問題ない。割とコミカルで卑わい感はなく、人格否定や暴力的でもない。指定非該当」でございます。なお、保留の方が 1 名いました。

不健全図書指定の諮問については、以上でございます。

○会長 ご説明をありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問がございましたらお願いをいたします。ご質問等の特によろしゅうございますか。

では、ご質問はないようでございますので、調査に入っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(図書審査)

○会長 それでは、そろそろよろしゅうございますでしょうか。

それでは、図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。では、まず A 委員、お願いいたします。

○A 委員 まず、1 誌目の方、修整は今までに比べるとされているかなとは思えるんですが、性描写が多く、指定やむなしかなと思っております。

2 誌目に関しては、こちら逆ですね、性器の修整があまりにもちょっと甘くて、これは指定該当でお願いしたいです。

以上です。

○会長 ありがとうございました。

C 委員、お願いいたします。

○C 委員 私も両方とも指定やむなしだと思います。2 誌とも修整はまあまあされていて、性器がそのまま写るような部分はないんですけども、卑わい感が強く表現の自由というのを考えて難しい部分もあると思いますけども、青少年が容易に見られる場所に置かれるというのは、やはりこれは難しい部分があるかなと思いました。

○会長 ありがとうございました。

F委員はいかがでしょうか。

○F委員 2誌とも成人向け図書だと思います。区分陳列をお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

古郷委員、いかがでしょうか。

○古郷委員 2誌とも指定でお願いしたいと思います。1誌目は、性器を修整されている。2誌目は甘くて、両方とも違いはあれど、やはり体液だとか性的描写が大変多いということから2誌とも指定をして区分陳列をお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 2誌とも擬音、体液描写、また性交シーンが多く、いわゆる卑わい感が強いので、2誌とも指定が適当だというふうに考えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

D委員、いかがでしょうか。

○D委員 1誌目は、皆さんもおっしゃるように擬音と体液の描写が非常に多くて、卑わい感があるということと、多人数での性交シーンがございますので指定ということによろしいと思います。

また、2誌目は、大変修整が薄いので、指定該当でいいと思います。

○会長 ありがとうございます。

I委員、いかがでしょうか。

○I委員 両方とも指定該当でお願いします。1誌目は、性行為の分量が多いですし、露骨な構図によって卑わいな感じを与えるし、擬音、体液の描写も多く、これに尽きると思います。

2誌目のほうは、やはり体液描写とか性交シーンが多いので露骨さを感じます。意見聴取の下のほうに書いてあるんですけども、BLの読者はほとんど女性であると書いてありまして、女性たちがこの本を読んだことで成長を阻害されるとは思えないというふうに書いてあるんですけども、やはり青少年も見ると思いますので、性への影響というのはすごくあると思います。それで、指定でお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

H委員、いかがでしょうか。

○H委員 大変悩んでおりますが、1誌目は指定非該当じゃないかなと思ってます。これを見たから著しくというふうには私は受け取らなかったです。もちろんこれを読んだから健全という問題ではないですけど。

2誌目は、該当ということで、やっぱりちょっと表現が露骨過ぎるということで該当というふうな形でよろしくをお願いします。

○会長 1誌目は、やはり修整がしっかりなされているからということでございますか。

○H委員 そうですね、はい。

○会長 はい、わかりました。

J委員はいかがでしょうか。

○J委員 私は、2誌とも指定該当でいいと思います。自主規制団体の方は、1冊目は非該当が9人ということで、指定該当よりも多い方が非該当にされてますが、私は、中身的には教師と教え子の性交とか器具を使う描写などが、ちょっと気になり指定該当にさせていただきました。

2誌目も非該当の方がいつもと比べて結構多いですよ。5人と保留が1人ということで。でも、やっぱり擬音、体液描写、卑わい感というのが拭えないので指定ということでお願いします。

○会長 はい、わかりました。ありがとうございます。

中崎委員、いかがでしょうか。

○中崎委員 2誌とも指定でお願いしたいと思います。

○会長 よろしいですか。

○中崎委員 はい。

○会長 はい。

森山委員、いかがでしょうか。

○森山委員 2誌とも指定していただいて区分陳列すべきものと思っています。1誌目は、やっぱり性交シーンが多くて、ちょっと卑わい感が強いんじゃないかなというふうに思います。

2誌目のほうは、やっぱり修整が甘いというふうに思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

B委員、いかがでしょうか。

○B委員 2誌とも指定該当だと思います。

以上です。

○会長 はい。

E委員、いかがでしょうか。

○E委員 私も2誌とも指定該当でお願いします。今、J委員がおっしゃったように、今までと同じくらいに表現が露骨だなと思うのに、何でこんなに自主規制団体の皆様の指定該当が少ないんだろうというのが今回ちょっと私も不思議だなと思いました。

2誌目も聴き取り結果には「性的なシーンの分量は多いが、ばかばかしく見え、性の生活がそれほどいやらしい感じがしない」と書いてありますが、やはり男性器や挿入描写がリアルであるということで指定該当でお願いします。

○会長 はい、わかりました。

G委員、いかがでしょうか。

○G委員 私も2誌とも該当でいいと思うんですけども、私が悩んだのは2誌目のほうでして、修整がもう少ししっかりされていれば、こちらのほうは非該当だったんじゃないかなというふうに個人的には思ったところがありました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

副島委員、いかがでしょうか。

○副島委員 私も2誌とも区分陳列でと考えていました。1誌目のほうは、性交シーンの分量が非常に多いし、先生と生徒の話ということもあります。また、非常に露骨なシーンが多いので該当だと思います。

2誌目のほうは、形状がはっきりわかるというシーンが多く、そういうことでもありますので、指定でお願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

K委員、いかがでしょうか。

○K委員 1誌目の『淑女たちの都市伝説』は「打合せ会」では非該当というのが該当よりも多いんですね。その理由というのは、性器や性交渉の場면을大胆に修整していて、できればわからないようにしようとする作者、編集の意図があるというのは、これは間違いないと思

うんですね。しかし、この作品を青少年が見ることによって不健全で有害などといいますか、そういうふうな性的な気持ちを醸成されるのかとなりますと、1作目の教師と生徒の話とか性具がでてくるところが引っかかります。性具に関してはこの後半お読みになって分かると思いますが、これは趣味の問題で別に人格否定されているわけじゃないんです。しかし、やっぱり教師と生徒とか、性具を使うということがどうしても問題があるんじゃないかということ、私もこれは該当、区分陳列でお願いしたいと思います。

次に2作目は、ご覧になったらわかりますけど、今までのBLものちょっと違うなという感じはされているんじゃないかなと思うんですね。この作品の中では、暴力を使って強引に相手を犯すようなシーンというのはほとんどないんです。人格否定の部分は、ほとんどなくて、どちらかというソフトで、ストーリーも何かやわらかくて、あんまり抵抗感なく読めるんです。ただ、男性器の修整の部分が、体毛がちょっと出たりしていて、性器も修整はされているんですけど、そのかたちがわかるんですね。ですから、こういうところの修整とか、擬音の部分とかというのが、やっぱり目につきます。私も迷うんですけども、これもやはり区分陳列の対象なのかなと言われたら、やっぱり区分陳列と考えます。ですから、編集者も作家も努力していると思うんですけども、2誌とも、区分陳列でお願いしたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

会長代理はいかがですか。

○会長代理 2冊とも性的行為の描写が露骨だと思いますので、成人向けとして売っていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

私も2誌とも区分陳列でお願いしたいと思います。1誌目は、自主規制団体の聞き取り結果で指定非該当の方のほうが多いのですが、これはK委員からご説明があったように、性器や性交シーンがわからないように大胆に修整をされていることによると思います。しかし、指定すべきという自主規制団体の方の中のご意見にもあるように、修整はされているものの、体液や擬音や性交描写のシーンが多く、表現が露骨で、扇情的で卑わい感が強いものだと私は思いました。

それから、2誌目につきましては、確かにG委員もおっしゃいましたように、人格否定的な要素が少ない作品ではありましたが、今度は逆に性器の形状がわかったり擬音、体液描

写が多く卑わい感が強いということで指定すべきと思うところでございます。

では、まとめさせていただきます。

1 誌目につきましては、1 名、非該当という委員がおられましたが、残りの方々は皆様、指定該当というご意見でございましたので、指定すべきということで答申をさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 2 誌目につきましては、委員の方皆様全員一致で区分陳列をすべき図書ということでございました。そのように答申をさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、次のご説明に移っていただきたいと思えます。

○青少年課長 それでは続きまして、優良映画の推奨についてをご説明いたします。

まず、資料、11 ページに、優良映画等に関する推奨に関する条例等を記載しております。それぞれの映画が、条例施行規則 1 号から 6 号のいずれかに該当するものであると推奨するという事になっております。

では、諮問の内容についてご紹介いたします。

資料の 12 ページをお開きください。諮問第 1104 号でございます。本日は『奇跡の子どもたち』『アーリーマン ～ダグと仲間のキックオフ！～』『皇帝ペンギン ただいま』の計 3 作品を諮問いたします。

まず、作品名『奇跡の子どもたち』について説明いたします。13 ページをお開きください。下段のとおり、条例施行規則第 2 条の第 2 号、第 3 号に該当し、対象区分は小学生高学年以上の対象として推薦したいと考えているところでございます。

続きまして、2 作品目を紹介いたします。作品名は『アーリーマン ～ダグと仲間のキックオフ！～』です。16 ページをお開きください。下段のとおり条例施行規則第 2 条の第 3 号に該当し、対象区分は小学生、中学生を対象といたしました。こちらの内容で諮問をさせていただきたいと考えております。なお、当作品につきましては、日本語吹き替え版の上映も予定しております。

続きましては、3 作品目です。作品名は『皇帝ペンギン ただいま』です。19 ページをご覧ください。こちらの下段のとおり、条例施行規則第 2 条第 2 号、第 4 号に該当し、対象

区分は小学生以上の対象としております。こちらの内容で諮問をさせていただきたいと考えております。なお、当作品は日本語吹き替え版の上映も予定しております。

以上でございます。

○会長 ご説明、ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○H委員 すみません。前回の諮問した件で確認したいんですけど、『海を駆ける』について。推奨に該当しなかった、ということはどういう経緯で伝えられたかとか確認してもいいですか。

○健全育成担当課長 推奨しないということで答申がでた段階で、申請を行った映画会社の担当者に電話でまず報告いたしました。その際には、青少年の健全な育成という面で考えると、指定には当たらないというものになっておりますということで回答し、ご理解をいただいたところです。また、書面でも通知を行っているところでございます。

○H委員 ここでいろいろ議論があった内容というのは、いつか先方のほうには伝わるんですか。というのは、審議の中で上質な映画だったけど、というような話もあったと思いますが。

○健全育成担当課長 映画としては良い映画だった、という意見があったこともお話ししております。後は議事録のほうでもしかるべく公開すると伝えております。

○会長 そうですか。はい。

では、H委員よろしいでしょうか。

○H委員 はい。

○会長 では、早速、ご意見を頂戴してまいりたいと思います。今回も3作品の諮問となります。3作品について、まず、条例施行規則に基づく優良な映画としての推奨に賛成か反対かをお聞かせいただき、その後、ご意見を頂戴できればと思います。

では、先ほどの発言順に従いまして、3作品一括でご意見を頂戴してまいりたいと思います。A委員からお願いできればと思います。

○A委員 3作品とも事務局の推奨理由、あと推奨基準、あとは推奨年齢、対象ともに同じ意見でございます。

○会長 ありがとうございます。

C委員はいかがでしょう。

○C委員 私も3作品とも推奨でお願いします。該当についても、ここにあるように『奇跡の

子どもたち』が小学生高学年以上ですね。『アーリーマン』が小学生、中学生に有益ということで。『皇帝ペンギン』も小学生以上ですね、はい、これでお願いします。

○会長 ありがとうございます。

F委員は、『奇跡の子どもたち』はご覧にならなかったということで、ほかの2作品、いかがでしょうか。

○F委員 拝見した2作品とも推奨でお願いします。『アーリーマン』は高校生も対象区分に入れたほうが良いと思います。そういう意見でお願いします。『皇帝ペンギン』はこのまま、高校生も入ってますので、このようにしたら良いと思います。

○会長 はい。高校生も入れたほうが良いというF委員のご意見はどういった点に着目してのご意見ですか。

○F委員 レベルが高い作品でございまして、成人になって久しい私も大変啓発されていることしきりでございました、ということでございます。

○会長 わかりました。では、ただいまの点は後ほど、挙手で高校生を入れるかどうかご意見を頂戴したいと思います。

古郷委員はいかがでしょう。

○古郷委員 3作品とも推奨でお願いします。内容につきましては事務局案どおりでお願いします。対象区分についてもそのとおりでお願いします。

以上です。

○会長 はい、わかりました。

鈴木委員はいかがでしょう。

○鈴木委員 私も3作品とも推奨でいいと思います。対象区分も案のとおりで結構だと思います。

以上です。

○会長 はい、わかりました。

D委員はいかがでしょう。

○D委員 多少細かくなりますが、『奇跡の子どもたち』に関しては、頭の手術のシーンが出てきて結構刺激的なところもあり、話も難しかったと思いますので、高校生以上の方への推薦でいいと思いました。

○会長 対象年齢をですね。

○D委員 はい。『アーリーマン』は、非常によく作ってあるクレイアニメですが、こういうお話を推奨するというのは、ちょっと私は悩むところです。これはあまり積極的に推薦ではないなと思ってましたが、保留というところでもよろしいでしょうか。

○会長 保留で。はい、わかりました。

○D委員 『皇帝ペンギン』は海外のドキュメンタリーにしては珍しくテンポの非常にゆったりした映画で、小学生が見るとちょっとつらいんじゃないかと思いました。ペンギンや南極はきれいでしたが、90分が結構長く感じてしまいました。中高生の推薦というところかなと思います。

○会長 この『アーリーマン』について保留で、とおっしゃったその理由をもう一度、お聞かせいただけますか。

○D委員 エンターテインメントとしてはよくできていますが、歴史的事実などとは全然関係ないものです。楽しいエンターテインメントということであって、その推奨するしないの線をどこに引くのかなと考えました。来たものは何でも推奨していいのかどうかということを私はちょっと考えました。

○会長 なるほど。はい、ありがとうございます。

I委員はいかがでしょうか。

○I委員 私も三つの映画とも推奨でお願いしたいと思います。対象区分もこのままでいいと思います。『アーリーマン』は以前にも推奨した何とあったでしょうか。

○会長 『ひつじのショーン』。

○I委員 『ひつじのショーン』も子供もすごく楽しんで見ていました。想像力をかき立てるんですね。すごくいいと思います。

また、『皇帝ペンギン』については、私も生態を初めて見たものですから、とてもきれいで、本当に感動いたしました。

三つとも推奨でお願いいたします。

○会長 はい、わかりました。

H委員はいかがでしょうか。

○H委員 三つとも推奨でいいと思うんですが、『奇跡の子どもたち』は先ほどと同じように高校生からでしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上でございます。

○会長 はい。

J委員はいかがでしょうか。

○J委員 私も三つとも推奨でいいと思います。『奇跡の子どもたち』の出ている子供たちが小学校低学年の子供たちが出ておりましたので、私はこういう病気を乗り越えて、要するに家族が団結をして乗り越えてきたという、そのストーリー性は小学校低学年でも私はわかるのかなと思いました。

『アーリーマン』はエンターテインメントだと思います。だから、軽く楽しく見ていけると思います。

『皇帝ペンギン』に関しましては1作目を見ましたので、どういうふうに違いが来るのかななんて思いながら見てたんですけど、この映像とフランス語の美しさと、でも、子供たちに見せるときにはどういう吹き替えになるのかな、なんて思いながら見ていました。推奨でいいと思います。

○会長 小学生でも十分ということでしょうか。

○J委員 はい、大丈夫です。小学生でも大丈夫です。

○会長 90分耐えられるということですね。

○J委員 はい、耐えられます。

○会長 はい、ありがとうございました。

中崎委員はいかがでしょうか。

○中崎委員 私もこの3作品とも推奨でいいと思います。対象については、先ほどご意見がありましたように、この『アーリーマン』については小学生以上として高校生も入れていいのかなと思います。というのも、団結することの大切さ等が伝えられておりますので、殊さら高校生を外す理由もないのかなと思います。

○会長 わかりました。

森山委員はいかがでしょうか。

○森山委員 3作品とも推奨でいいと思います。対象ですけれども、『奇跡の子どもたち』については、ちょっとやっぱり私も難しい部分があったので中学生以上にしてはどうかなというふうに思っています。

○会長 中学生。

○森山委員 はい。以上です。

○会長 B委員はいかがでしょうか。

○B委員 3作品とも推奨に賛成です。対象年齢も事務局案に賛成です。

まず、『奇跡の子供たち』ですが、この作品は日本では3人だけと言われている難病の治療に真剣に向き合う医師の姿が感動的でした。また、それぞれのご両親も子どもたちが支えになっていることが感動的で、子供たちも苦しいにも関わらず明るくふるまう姿に心が打たれました。

次に、『アーリーマン』ですが、この作品は自分たちが生活していた場所を取られてしまい、取り返すのに戦争をするのではなくサッカーの試合で勝負しようとした姿が描かれており、温かく感じました。

最後に、『皇帝ペンギン』ですが、厳しい自然環境の中で生き抜くペンギンの姿に感動します。動物の世界でも親子の愛情の深さを感じました。

以上です。

○会長 はい、わかりました。

E委員はいかがでしょうか。

○E委員 私も3作とも推奨映画でいいんですけども、『奇跡の子どもたち』は、私もこれは中学生、高校生が対象だと思いながら見ていました。でも、皆さんの意見を聞いて、やっぱり子供たちが生まれてから順に10何年追っていますので、そう思うと、やっぱり小学生の高学年なら見て何か自分たちと重ね合わせて考えられる部分もあるかなと思うんで、対象年齢はこれで賛成です。

そして、『アーリーマン』は私も高校生も入れていいかなって思います。そのチームワークの大切さ、一人一人の、スターがいてもいいチームでなかったら勝てないんだというあたりは高校生だってわかったほうがいいのかかなんて、うたいたいなというふうに思いますので高校生を入れたらいいなと、入ってもいいなと思います。

『皇帝ペンギン』なんですけども、私たちは字幕で読んだので、ちょっと字幕で読み落とした、私が読み落としちゃった部分もあるかなと思ってると、実際には日本語版、吹き替え版があるというんで、多分、小学生低学年からでもいいんだと思ったりもしました。けれども、映像はきれいですし、南極の寒い苛酷な子育てというのもよくわかるんですけども、最終的にあれで親が子供に成長する大変さというのが本当に伝わったのかな、どうなのかなと。私自身、あんまりちょっと疑問部分もあるんで、小学校の低学年は無理なんじゃないかなと

いう思いがあります。高学年も多少知識があつたらもうちょっとわかるかなと思います。

○会長 先ほどD委員が、中学生からというご意見でしたけど、そういうご意見ですか。

○E委員 そうですね。

○会長 はい。わかりました。後でまた皆さんのご意見を伺います。

G委員はいかがでしょうか。

○G委員 1 作品目の『奇跡の子どもたち』なんですけれども、私も本当に個人的な意見になってしまうんですが、先ほどご意見にあつたんですけれども、手術のシーンは非常にやっぱり刺激も強いというところ、もし子供たちがこれを見てちょっと恐怖心を抱いてしまうのではないかというところもちょつと心配があります。この優良映画に指定することによって、例えば講義をするとか、この状況に関しての前知識を持っていただくとかいう授業の一環として、その講義プラスで見ていただくのはすごくいいかなと思ったんですけれども、その理解をどこまで得られた状態で見えていただくかという、その前段階のところはそろえられないのであれば、少しちよつと自分はこれをまず推奨というふうなことが非常に難しいと感じております。私はこちら保留でお願いしたいと思います。

残り2作品に関しては推奨でいきたいと思っております、『アーリーマン』のほうは高校生のほうも対象でいいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

副島委員はいかがでしょうか。

○副島委員 『奇跡の子どもたち』と『皇帝ペンギン ただいま』は、事務局案どおり、これは推奨でいいかなと思いました。

『アーリーマン』は、エンターテインメントとしては楽しいし、家族で見に行くのはおもしろいなと思ったんですけど、どの条項に当てはめて、これが推奨されるのかなというのが分からない点もあります。3号の「青少年の人を慈しみ、大切にする心」と、これに該当するのか、と思いますが。今も迷っているところです。なので、エンターテインメントとしては本当におもしろかったんですけど、少しひっかかったので、保留でお願いします。

○会長 これから毎月3本ずつぐらい映画が出てくるときに、こういうエンターテインメント性の高いものをこの条例の推奨映画とするのかどうか、その点から保留になさるということでしょうか。

○副島委員 はい。

○会長 はい、わかりました。ほかはよろしいわけですね、対象年齢などを含めて、副島委員はこの『奇跡の子どもたち』と『皇帝ペンギン』のほうはいいということですね。

○副島委員 はい。

○会長 はい。わかりました。

K委員はいかがでしょうか。

○K委員 3作品とも推薦で、優良映画でいいと思います。最初の『奇跡の子どもたち』は、これはめったにない本当にまれな難病なんですけども、今の自分が恵まれた体で、五体満足という言い方をしたら語弊があるかもしれませんが、要するに自分の体がこうやって機能することすらも全く分からない子供たちがですね、これが遺伝子治療でだんだん動くようになってくるような過程がずっと描かれてるんです。なかなか劇的な部分があるんですね。シーンによっては刺激的なところもあるんですけども、私は、命ということを考えると、まさに生きているな、というようなことを感じてもらえればいいのじゃないかと思います。

『アーリーマン』は、これはもう娯楽で、仲間のチームワークの良さといいますか、こういう娯楽性の強いものなんですけども、仲間のつながりから考えると、指定でいいと思います。高校生が見てもいいとは思いますが、小・中学生でいいんじゃないかという気はいたします。

3作目の『皇帝ペンギン』なんですけども、映像が美しい。また、親離れ、子離れの話が出てきました。あんな苛酷な自然の中に産毛のまま集団で置いていかれて、自然界で生きていく掟というのをどうやって教えていくのか見せてくれました。子供が自分で必死な思いをして三日三晩苦労したあげく海に飛び込むとか、そういうシーンはなかなか劇的で、自然界を生きるというのは実に過酷なことだということを教えられる意味ではなかなかいい映画だったなというふうに思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

会長代理はいかがでしょうか。

○会長代理 三つの作品ともいい作品というか、悪くない作品だと思うんです。『奇跡の子どもたち』は、テレビジャーナリストが10年間にわたって密着取材したということで、ジャーナリストとして非常にいい仕事をされた映画だと思います。恐らく、当初は非常に家族、その闘病をしていく子供たちとの、家族とのドラマを撮るためにカメラを回し始めたと思う

んですけれども、10年前の映像が最初から出てきて、10年後の現在、この子たちはどうなっているんだろうと私は心配したんですけれども、途中から劇的な遺伝子治療の進歩がありまして、非常に医師、看護師、それから日本の医療界のいろいろな希望的な大進歩を味わっていいドキュメンタリーになっていまして、推奨いたします。小学校高学年から見ていただいでよろしいんじゃないでしょうか。

それから、『アーリーマン』のほうは、やはり娯楽作品ということで、おもしろい作品ではあるんですけれども、ストーリー的にはやや安易というんですかね、弱小チームが強いチームに勝っちゃうところがものすごく安易なストーリー展開で、何度も見たようなストーリーをものすごく簡単にやっちゃって、あんまりこんな簡単にできちゃっていいのかなんていうところもあるということをちょっと思ったりしたりしました。また、ちょっとできの悪い部下や選手とかを怒るのに炭鉱送りにするぞなんていうせりふがあったりして、それはちょっとデリカシーがないせりふかなというのをちょっと感じて気にはなったんですけれども、普通に楽しめれば、小学生、中学生でよろしいかなとは思っています。

それから、『皇帝ペンギン ただいま』のほうは、いろんな楽しみ方ができる映画だと思っていて、皇帝ペンギンそのもののユーモラスな生態を見るだけでもおもしろいというか、きれいな南極とか自然の情景、苛酷な中にも美しいものがあると。それから、ずっと密着してカメラを回すことによる科学的な視点、ジャーナリストの視点というのも感じられまして、あれは見ていろんな道に進む子供たちは、さまざまな道に行くヒントがいろんなところにある映画で、家族愛とかいろんなことを投影できるんでしょうけれども、あの映画を見ることによって予想しない、いろんな刺激が青少年に与えられるんじゃないかと思っていて、推奨します。小学校から、ぜひ見ていただきたいと思います。

○会長 『奇跡の子どもたち』については、小学生とか、まだ年齢が低いと、かえって誤解をしたり、恐怖心を持ってしまったりするんじゃないかという危惧のお声が幾つかありましたが、それを含め、どうですか。

○会長代理 これは小学生高学年ぐらいから見て、子供も小学生高学年ぐらいからでもいいとは思っています。こだわりません、中学生からでもいいと思います。

○会長 わかりました。ありがとうございました。

最後になりますが、私は3作品とも推奨に賛成でございます。

それでは、意見が全員出そろいましたので、まず優良映画として推奨するかどうかという

ことについてお諮りをしたいと思います。

『奇跡の子どもたち』については1名の方が保留、また、『アーリーマン』についても2名の方が保留とすべき、そして、『皇帝ペンギン ただいま』については全員の方が賛成ということですが、3作品とも推奨、優良映画として推奨するというご意見が大方を占めておりますので、審議会として、まず推奨するということについてはよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、そのように答申させていただきます。

では、次に対象年齢でございますが、これについてはいろいろなご意見が出されましたので、ご意見を聞いて、ご自分が意見表明されたのを変えるという方はおられますか。

それでは、対象年齢についてはいろいろご意見がありましたので、挙手でお願いをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、『奇跡の子どもたち』については、事務局案どおり、小学生高学年以上からという方、挙手をお願いいたします。

○健全育成担当課長 11名でございます。

○会長 11名ですね。そうすると、F委員がこれについてはご覧になっておられないということでございますので、1名を除いていただいて11名賛成ということだということですね。

では、次に、『アーリーマン』については、いろんなご意見がありましたが、高校生以上についても推奨していいのではないかというご意見を支持される方が何名かおられました。事務局案は、小学生、中学生ということです。、条例の第3号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものであること」ということで、高校生まで含めるかどうかということでございます。事務局案どおり、小学生、中学生でいいと思う方、挙手をお願いします。

○健全育成担当課長 9名でございます。

○会長 ということは、過半数を超えている、ということでございます。

それでは、『皇帝ペンギン ただいま』については、事務局案のとおりで、これを小学生以上に有益と認めるという事務局案のままでいいという方は挙手をお願いしたいと思います。

○健全育成担当課長 15名でございます。

○会長 それでは、まとめますと、3作品についてはいずれも推奨とし、かつ対象年齢についても事務局案どおりということで、答申をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうご

ございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 はい。

それでは、その他のご説明に移っていただきたいと思います。

○青少年課長 それでは、その他の説明でございます。

まずは、都民からの申し出についてでございます。5月につきましては、都民からの申し出はございませんでした。

次に、次回審議会に諮問予定の映画が1本ございます。本日、卓上に試写の案内を配付しております。作品名は『パパはわるものチャンピオン』でございます。1回目の試写会が6月22日、午後1時から、2回目の試写会が7月2日、午後3時30分からでございます。試写会場は、渋谷区桜丘町24-4、東武富士ビル1階にあります、ショウゲート試写室でございます。なお、いずれもご都合がつかない場合には、DVDでも試聴も可能でございます。また、前回の審議会にて事前に申請書を確認したいというお話がございましたので、今回の試写会より、申請内容の一部を抜粋したものを添付させていただくこととしました。あわせてご確認ください。

○会長 本日、配付された資料の中にそれがあるということですか。

○健全育成担当課長 はい、試写のご案内の後ろに別添で。

○会長 これですね。

○健全育成担当課長 はい。

○会長 これが申請者からの申請内容ですね。

○健全育成担当課長 はい。

○会長 これはH委員の前回のご指摘だったのでしょうか。

○H委員 はい。

○会長 こういう形で今回から改善して下さったということでございますね。ありがとうございました。

青少年の健全な育成に有益とする該当項目について申請者としては③と⑤に該当するということで申請をしているということです。

ほかはいかがですか。

では、ご説明は以上でございますか。

○青少年課長 はい、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの課長のご説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。

傍聴人の方が再入室されますので、図書名がわかる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、よろしゅうございますでしょうか。それでは、議事を再開いたします。

事務局から、ご説明をお願いいたします。

○青少年課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画、『奇跡の子どもたち』『アーリーマン ～ダグと仲間のキックオフ！～』『皇帝ペンギン ただいま』の3作品につきまして諮問を行いまして、推奨することが適当であるという答申をいただきました。不健全図書の告示予定日は、平成30年6月15日、金曜日。推奨映画の告示予定日は、平成30年6月20日、火曜日。プレス発表は、不健全図書類の告示日前日の平成30年6月14日、木曜日となります。不健全図書類につきましては、告示日もしくは告示日の前日まで、その名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は7月9日、月曜日の15時30分からとなります。よろしくをお願いいたします。

○会長 それでは、この段階でご質問等よろしゅうございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時50分閉会